

第1次  
弟子屈町環境基本計画  
( 資料編 )

弟子屈町

# 目 次

---

## 資料編

1 . 弟子屈町環境基本条例	53
2 . てしかが環境対策検討委員会	57
3 . 研究機関との連携	64
4 . 環境にやさしい観光交通体系	65
5 . 環境関連の宣言等	67
6 . 北海道遺産と摩周湖宣言	73
7 . 環境関連事業写真集	74
8 . 弟子屈町環境基本計画の答申書	79
9 . 弟子屈町環境基本計画策定の経過	81

---

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

## 資料編

### 1. 弟子屈町環境基本条例

今日の複雑化、多様化した環境問題に対処するとともに弟子屈町の恵み豊かな環境と安らぎのある生活環境を将来の世代に継承するために、環境保全分野についての基本的施策の方向を示すことを目的として、平成18年3月10日に制定しました。

弟子屈町環境基本条例

平成18年3月10日  
条例第15号

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 基本方針等（第8条・第9条）

第3章 基本的施策（第10条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

弟子屈町は、大自然が与えてくれた雄大な景観と美しい湖、豊かな森林と水資源、これらの恵まれた自然条件に支えられて農業や観光を中心とした産業がはぐくまれ、今日まで発展してきた。

しかしながら、高度経済成長とともに大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造へと時代は変遷し、偉大なる先人の労苦により築かれ、現在に継承されてきた恵み豊かな自然環境と安らぎのある生活環境に深刻な影響が及ぶまでに至った。

私たちは、自然そして地球を構成する一員でありながら、限られた資源及びエネルギーを大量に消費することによって環境に負荷を与えてきた社会経済活動や生活様式を見直し、地球環境的にも貴重な摩周湖等のすぐれた大自然とかけがえのない環境を良好な状態で将来の世代に誇りをもって継承すべき使命を担っている。

このような認識のもとに、持続的発展が可能な循環型社会の形成をとおして、自然と暮らすまちを創造していくために、弟子屈町環境基本条例を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例において、良好な環境の保全と創造（以下「環境保全等」という。）について基本理念を定め、並びに町民、住民団体、事業者及び町（以下「町民等」という。）の責務を明らかにするとともに、環境保全等の施策の基本となる事項を定め、現在及び将来の町民にとって健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

(定義)

第2条 この条例において「環境」とは、人間や生物が生活あるいは生存する上でかかわりあうもの及びそれを取り巻く周囲の状態をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

4 この条例において「地球環境モニタリングプロジェクト」とは、国立環境研究所地球環境研究センターが、広く所内外の研究機関及び研究者の協力を得て推進している様々な地球環境分野の長期観測研究事業をいう。

5 この条例において「陸水環境の監視拠点」とは、世界的な観測ネットワークである地球環境監視システム傘下の陸水監視計画に登録されている陸水汚濁を監視する地点をいう。

(基本理念)

第3条 環境保全等は、町民等が環境に関する情報の共有と協働によるまちづくりを通して、健康で文化的かつ豊かな環境を等しく享受する権利の実現を図り、良好な環境を将来の世代へ継承するために次の3つを基本理念とする。

(1) 共生 健康で安全かつ豊かな環境を享受するために、日常生活や事業活動における環境への配慮を積極的に行い、さわやかな大気環境や清らかな水環境等の快適で良好な環境保全等を図るものとする。

(2) 循環 大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造の転換を目指し、環境への負荷の少ない資源エネルギー循環型社会の形成を図るものとする。

(3) 協働 町民等が、それぞれ担うべき責務及び取り組むべき役割を明らかにし、相互協力と連携により、自然にやさしいまちづくりを推進するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、日常生活において資源及びエネルギーの消費等の抑制並びに循環により環境への負荷軽減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する施策及び取組に協力するものとする。

(住民団体の責務)

第5条 住民団体は、環境保全等の活動に際し、住民参加の体制整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動において、設計及び計画の段階から環境への負荷軽減に配慮し、廃棄物の排出抑制及び自然環境の保全に必要な措置の構築に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に従事する者に対し、環境の保全等に関する教育及び指導に努めるものとする。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

(町の責務)

第7条 町は、環境保全等について、町民、住民団体及び事業者が理解を深め、その活動が促進されるよう環境に関する情報の提供及び機会の創出を図るものとする。

2 町は、自らの活動において廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷低減に資する原材料、役務等を率先して利用するよう努めるものとする。

### 第2章 基本方針等

(基本方針)

第8条 町は、第3条に掲げる基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる基本方針に基づき、弟子屈町の特性に即した環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 地球環境の保全 地域における環境への負荷低減を図り、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を推進し、地球環境の保全に配慮した社会を創造する。

(2) 自然環境の保全 人と自然との共生を図るため、雄大で多様な自然環境の適正な保全等を推進する。

(3) 生活環境の保全 健康的な生活環境づくりを進めるため、環境の自然的構成要素を良好な状態に保全するとともに、潤いのある景観の形成及び歴史的かつ文化的遺産の保全等を図る。

(4) 環境教育の推進 環境保全等についての活動を促進するため、環境に関する情報を共有し、教育及び学習の推進を図る。

(基本計画)

第9条 町は、本条例に基づく環境保全等に関する取組を推進するため、基本計画を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境保全等に関する短期的及び長期的な目標

(2) 環境保全等に関する計画的かつ具体的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全等に必要な事項

3 町は、基本計画の策定において、町民、住民団体及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、策定した基本計画を公表するとともに、基本計画の実施状況、進行状況等を明らかにするものとする。

### 第3章 基本的施策

(地球環境保全に関する施策)

第10条 町は、地球の温暖化の防止及び温室効果ガスの排出抑制等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに資源・エネルギーの有効利用が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境保全に関する施策)

第11条 町は、雄大で多様な自然環境を将来の世代に継承するため、美しい湖、豊かな森林、清らかな河川等の保全及び整備並びに野生生物の健全な生態系の保全、管理等を推進するものとする。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

2 町は、地球環境モニタリングプロジェクトに位置づけられ、陸水環境の監視拠点として登録されている摩周湖の環境保全を推進するため、必要な施策及び措置を講ずるものとする。

3 町は、雄大な屈斜路湖の自然環境を保全するとともに、誰もがふれあい親しめる多様な観光資源及び貴重な水産資源として適正な利活用が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 町は、現在も活発な噴気活動を続ける硫黄山及びその周辺の植物相等の貴重な自然環境を保全するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境保全に関する施策)

第12条 町は、安全で快適な生活環境を保全し、自然と暮らすまちを創造するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保全されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、自然と調和した景観及び緑や花に囲まれた町並みづくりの形成並びに歴史的又は文化的環境の保全が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 町は、環境に配慮した事業活動及び産業振興を推進するとともに、地産地消が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境教育の推進に関する施策)

第13条 町は、誰もが環境保全等についての理解を深め、自発的かつ適正な活動が推進されるよう、環境保全等に関する情報を収集、提供及び活用をし、教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の規定において、町は、特に将来を担う世代について、学校教育等を通して、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(環境保全等に関する施設の整備等)

第14条 町は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷低減及び環境の保全に資する施設の整備を推進するものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設及び自然環境の適正な整備並びに健全な利用を推進するものとする。

(規制の措置)

第15条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(連携)

第16条 町は、環境保全等に関する必要な広域的取組みについて、国、北海道及び他の地方公共団体と連携及び協力し、その推進に努めなければならない。

### 第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 2. てしかが環境対策検討委員会

豊かな自然と共存し、その計り知れない恩恵を受けてきた弟子屈町における環境に関する様々な課題等について幅広く協議することにより、恵み豊かで良好な環境の確保と将来への継承に資するため、平成 17 年 5 月 23 日に設置されました。

平成 17 年度は、廃棄物の減量化及び資源化の推進を主なテーマとして取り組み次のとおり中間答申と最終答申を弟子屈町に対して具申しました。

また、平成 18～19 年度については、弟子屈町環境基本計画の素案作成に取り組み、その結果、平成 20 年 4 月に答申書が提出されました。

### 1. てしかが環境対策検討委員会設置要綱

#### てしかが環境対策検討委員会設置要綱

平成17年 5 月23日  
弟子屈町訓令第52号

#### (目的)

第1条 豊かな自然と共存し、その計り知れない恩恵を受けてきた弟子屈町における環境に関する様々な課題等について幅広く協議することにより、恵み豊かで良好な環境の確保と将来への継承に資するため、てしかが環境対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 自然環境の保全等に関すること。
- (2) 廃棄物対策に関すること。
- (3) その他環境に関する事項

#### (構成)

第3条 委員は、14人以内とし、町長が必要と認める者及び公募による者の内から、町長が委嘱する。

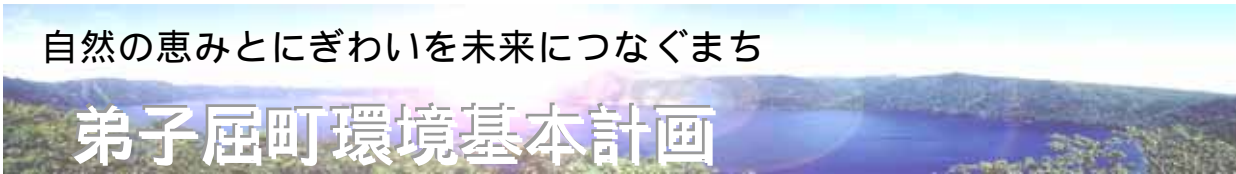
2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、弟子屈町環境対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 23 日から施行する。

## 2. 第 1 次 中間答申

### 第 1 次 中間答申

平成 17 年 6 月 1 日付で委嘱をされ、「廃棄物の減量化及び資源化推進」に関し、私たちがしかが環境対策検討委員会は、これまで 4 回に及ぶ検討並びに処理施設の視察を行ってまいりました。

ここに、弟子屈町の廃棄物処理に関する施策を中心に環境行政の推進について一定の結論を得ましたので、中間答申を提出いたします。

なお、「第 1 次中間答申」の提出後、本委員会は次年度以降に向けて具現化すべきと思われる事項等について審議を進めていく予定であります。

平成 18 年 1 月 26 日

弟子屈町長 徳永 哲雄 様

てしかが環境対策検討委員会

委員長	井 口	守	委員	星 野	清
副委員長	合 田	秀 雄	委員	中 田	士 郎
委 員	緒 方	純 子	委員	森 田	稔 雄
”	鎌 田	ケイ子	委員	桐 木	茂 雄
”	吉 田	啓 子	委員	池 田	篤 英
”	須 藤	直 武	委員	中 野	保 弘
”	江 上	秀 信	委員	筒 井	庄 一

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 1. 廃棄物の減量化及び資源化を推進するにあたって～現状と課題

高度経済成長時代の負の遺産ともいえるべき、消費は美德つまり「大量生産」「大量消費」そして「大量廃棄」の社会的風潮により、今日の問題・課題として大まかには次の点が挙げられる。

- (1) 廃棄物処理施設の建設が、ダイオキシン等による有害物質の発生や水質・土壌汚染等安全性に対する不安や地域住民の「めいわく施設」に対する感情などから困難となっている。
- (2) 廃棄物の処理費用が増大し、町財政の大きな圧迫要因になっている。これは、処理量の増大やごみ質の変化、ダイオキシン削減対策等の安全対策により処理施設が大型化・高度化するとともに「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、分別収集の徹底や関連施設の整備などで処理費用が増大しているからである。

これを解消するためには、町や住民の一層の努力はもとより、平成13年1月施行の国の「循環型社会形成推進基本法」で示されている「拡大生産者責任」の明確な義務化が不可欠であり、一自治体の施策では限界があると思われる。

- (3) 産業廃棄物の不法投棄や地域住民の野焼き等の不適正処理が横行し、その処理のために多大な費用や労力負担が町に降りかかっている。

これには、行政が防止対策を講ずることには限界があり、地域住民の不法投棄等に対する厳しい姿勢と、町・地域住民・事業者との連携が不可欠である。

産業廃棄物の不法投棄の防止策として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で「産業廃棄物管理票」が義務付けられ、いわゆる「マニフェスト」としてシステム化されたことは前進したといえるが、不法投棄の原状回復費用などについて排出事業者等の責任が法的に義務化されない限り、その処理費用は自治体の負担となり、結果的に被害を負った自治体の住民が負担をするという矛盾が現実として存在する。

これらの課題を踏まえ、事業者、町民が一体となつてごみを出さない仕組みをつくり出すため、それぞれの役割と責任を明確にし、単なる廃棄物問題としてではなく、地球環境に対する負荷の軽減という観点から論じる問題となっており、本町においても大量生産・大量消費・大量廃棄そして大量リサイクルの生活様式から、3R政策を基本とした方針を掲げ、大きな最終目標であるゴミ・ゼロ社会に向けて取り組むべきである。

3 R 政策	Reduce	=	排出抑制	ゴミになる物を持ち込まない
	Reuse	=	再使用	物を捨てないで活かして使う
	Recycle	=	再生利用	もう一度資源になるように努める

- ### 2. 廃棄物の処理及び資源化は、地球環境の保全及び向上並びに資源エネルギー循環型社会形成を推進する根幹であり、町は、町行政の最重要課題の一つとして捉え、町民・事業者・団体等に理解と協力を求めるとともに必要に応じて義務と負担を課し、目的とそれを達成するための目標を定め、計画的に取り組むべきである。

- ### 3. 町は、環境行政の施策体系に基づき、次の通り環境施策を推進すべきである。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

- (1) 町民自らが、環境の保全及び創造について認識を深め、かつ責任ある行動を実行するために廃棄物問題・環境保全等を統括した「環境基本条例」を制定し、基本理念及び施策等を掲げ並びに町と町民等の責務と役割を明確にして推進すべきである。また、制定した本条例については、町広報紙等を通して広く周知・啓発に努めるべきである。
  - (2) 環境基本条例を制定した後、町民の意見を反映して環境基本計画を策定し、具体的な施策及び目標等を定め推進すべきである。なお、策定後においては環境基本条例同様に町民に対し広く周知・啓発に努めるべきである。
  - (3) 廃棄物の減量・資源化及び環境保全等については、将来を担う青少年に対する教育及び学習の機会を創出することが最も重要であり、学校教育等を通して積極的に取り組むべきである。
  - (4) 町は、環境ISO等の環境マネジメントシステムを導入し、率先して環境負荷の軽減に配慮した事業活動を実践すべきである。また、事業者等にも事業規模に即した環境マネジメントシステムの導入を励行すべきである。
4. 具体的施策をそれぞれ長期的・中期的・短期的に取り組む内容に整理し、実現可能な施策から取り組むべきである。

ここでは、平成18年度における廃棄物処理に関する事務事業に反映すべき事項を示すこととし、他の事項については次回の答申で示す予定である。

また、本町の廃棄物総量の約4割を占める事業系の廃棄物については、適正な分別処理が不十分であり、事業者は町の廃棄物処理業務に対する大きな支障となっている現状を十分に認識し、町及び事業者は是正に向けて取り組むべきである。

### 平成18年度に反映すべき事項

#### 1. コンポスト購入助成制度の検証について

平成5年度より、本助成制度が開始され昨年度まで730件の実績があるものの、使用方法、住宅環境及び堆肥の用途等の事情により対象者が限られ、また、使用を中止した人も多いと聞くに及び、助成後の使用状況について追跡調査をした結果、相当数が継続して使用をしている状況により、当面は本助成制度を継続すべきである。

しかしながら、単に本助成制度を周知するだけでなく、「上手な使用方法」や経費負担を要しない「段ボールコンポスト」の利用を併せて周知し、効果的な予算運用に努めるべきである。

#### 2. 食材の適正量使用及び生ごみの水切り処理について

これは、ごみの排出抑制・減量化には必要な方法であるが、現実的には精神論的な施策になってしまうので「何故それが必要か」「それを実施したらどのような効果があるのか」等について具体例や根拠を挙げて理解を求めるべきである。

#### 3. 紙類の分別について

全てのゴミの内、燃えるごみが7～8割を占めており、そのほとんどが生ごみと紙類であり、紙類についての分別処理・資源化を徹底すべきである。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

町の歳入増のためにも将来的には細分化をする必要があるものの、当面は現状の分別方法の徹底に努めるべきであり、まずは、新聞紙・雑誌・チラシ・段ボール・牛乳パックの適正な分別資源化を周知啓発し、徹底化を図るべきである。

### 4．プラスチック・ポリ容器類の使用について

分別・資源化が現状では困難であり、また、処理費用を要することから、本町においても早急な取り組みが非常に厳しいものと思われる。

しかし、焼却処理をした場合にダイオキシンを発生させる素材も未だ流通されていることから将来的には検討すべき課題であるが、当面は、詰替え製品及びリサイクル製品の利用促進について啓発し、排出抑制に努めるべきである。

### 5．衣類、金属類の処理について

本年度途中より試行されているが、諸問題を解決し、来年度においては、当初より本格運用され、減量化及び埋め立て処分場の安全確保に一層努めるべきである。

### 6．リサイクル製品・エコ製品の使用拡大について

グリーン購入法に基づき、町は率先して推進すると同時に、町内の事業所に対しても積極的に当該製品の利用を啓発し、環境への負荷軽減に努めるべきである。

### 7．空缶、ペットボトル及びビン類の資源化処理について

それぞれの処理方法等について、町民に徹底を求めるためには、容器毎に処理の方法とその理由を明確に説明すべきである。

空缶処理圧縮機等の設備投資については、厳しい町財政の折り、中・長期的な収支及び諸経費の精査を要するものと察するが、可能な限り導入を図り資源化を促進すべきである。

### 8．各家庭からのごみ排出に関する総合的な問題について

諸施策の徹底には、人権及びプライバシー等への配慮は当然必要であるが、抵触しない範囲において義務を課すために強制力も必要と思われる。

集積箱の適正な利用のために、地域や自治会の積極的な監視体制が必要である。

### 9．分別書の改善について

単に分別内容を示すだけでなく、徹底を図る一つの手法として「どうして、そのように分別・処理するのか」「最終的にそれが、どうなるのか」までを明確に説明して、理解を求めることが重要であり、結果として冊子形式にし手引書として活用されるべきである。

### 10．町民への広報・周知の改善及び徹底について

環境保全、廃棄物処理の適正化については、町広報紙、ホームページ、事業所・住民団体及び地域社会との連携等、あらゆる方法を駆使し情報提供、啓発及び周知徹底に努めるべきである。

学校教育の中で積極的に環境に関する学習及び実践の機会を取り入れ、児童生徒や青少年が家庭や地域社会における環境教育の担い手となっていくことが望ましいと考える。

各事業所、住民団体等においては従事する従業員、構成会員等に対し様々な機会を通して環境保全及び廃棄物の減量・資源化に関する周知、啓発に努めるべきである。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 3. 最終答申（全文）

#### 最 終 答 申

平成 17 年 6 月 1 日付で委嘱をされ、「廃棄物の減量化及び資源化推進」に関し、私たちがしがが環境対策検討委員会は、これまで廃棄物処理施設の視察も含めまして 7 回に及ぶ検討を重ねてまいりました結果、弟子屈町の廃棄物処理に関する施策を中心に環境行政の推進について一定の結論を得た次第です。

また、平成 18 年度より実施及び検討可能な施策につきましては、去る本年 1 月 26 日付提出の「第 1 次中間答申」によりご提言をしていますので、本最終答申は今後将来に向けて弟子屈町が目指すべき、中・長期的な施策につきましてお示し致しました。

弟子屈町の町民、事業者そして行政が、本年 4 月 1 日に制定されました「弟子屈町環境基本条例」に掲げられています「循環」「共生」「協働」の三つの基本理念を具現化し、将来を担う世代に持続可能なすぐれた環境を継承するために、英知を結集し、それぞれの責務に全力で遂行されることを節に願い、ここに最終答申を提出致します。

平成 18 年 5 月 31 日

弟子屈町長 徳 永 哲 雄 様

（委員の氏名は、第 1 次中間答申と同様につき省略）

#### 1. 廃棄物処理施設の将来構想について

廃棄物処理施設の建設については、全ての自治体の最重要課題であり懸案事項でもある。特に問題となるのは建設コストと建設地の選定であり、この二つの問題さえ解決できれば残るは技術的な問題が大部分を占めるものとする。

しかしながら、この二つの問題は、住民、議会、専門家等の意向や助言等を受けながら慎重に取り進めなければならない問題として、近い将来において様々な厳しい条件のもと判断されるに当たり、本委員会としての意見を示すものとする。

#### (1) 広域連携について

##### 【答申 1】

広域連携については、周辺市町村の施設の現状、住民感情、環境に対する意識及び市町村合併等、いずれも厳しい要素が複雑に絡む問題であるが、弟子屈町が建設地になることを想定して、検討を始めるべきである。

但し、情報公開に努め、住民の理解を得ることに最大限の努力を求める。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 2. 廃棄物減量化の方策について

#### 【答申2】

自治会、団体、事業所及び学校等と密接な連携を図り、又、様々なメディアを通して廃棄物の分別及び資源化についての周知啓蒙を地道に、且つ効果的に継続すべきである。

環境教育は、誰もが廃棄物を排出することから全町民を対象とすべきであり、本年度に開始が予定されている「弟子屈町環境基本計画」を策定する過程で、地域・学校・団体・事業所等からの多様な意見を集約し構築すべきである。

特に、将来を担う世代に対する環境教育及び学習は、学校及び教育関係機関と十分な連携を図り、強く推進すべきであり、実現可能な施策を早急を実施すべきである。

### 3. 日常の身近な廃棄物問題について

#### 【答申3】

ごみ袋の種類、大きさ、手数料（袋代）については、当面は現状を継続すべきと考えるが、消費生活の動向を的確に判断し、さらには分別方法と一体的に検討をすべきである。

ごみ箱の維持管理については、地域、使用者及び管理者の責任を明確にし、環境の改善を図るべきである。

ごみ分別書は、本年度において全面的に改訂されたが、廃棄物の減量化及び資源化に対して住民の理解をさらに得られるよう、検討を重ね改善を図るべきである。

### 4. 環境基本計画策定及び環境教育推進に対する提言

平成18年度において、弟子屈町環境基本計画の策定が予定されているが、環境教育と併せて別添の通り提言するものとする。（省略）

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 3. 研究機関との連携

#### 1. 国との連携

摩周湖は、汚染の極めて少ない状態を観測する地球環境監視システムの観測地点に位置付けられており、毎年定期的に国立環境研究所の科学者、研究者が調査・研究に訪れていますが、その際に財団法人自然公園財団職員、役場職員が同行し、協力を行っています。

また来町に併せて科学者、研究者の協力により摩周湖についての科学的且つ興味深い内容について講演会等の場を通して公開されています。

#### 2. 北海道との連携

平成 17 年度より、北海道環境科学研究センターの協力及び監修のもと、摩周湖における大気汚染の状況調査を開始し、現在も継続して行っています。

調査は、摩周湖第一展望台とその周辺及び市街地に「短期暴露用拡散型サンプラー」を設置し、大気中の NO<sub>2</sub>、SO<sub>2</sub> 等の測定を行っています。

また、平成 18 年度からは摩周湖の「霧」に着目し、酸性霧が植生に及ぼす影響等の調査をするために摩周湖レストハウス屋上部分に「霧水サンプラー」を設置し、定期的に測定を行っています。

#### 3. 大学との連携

平成 18 年度に、「釧路公立大学地域経済研究センター」と貴重な自然資源を保全しながら地域が自立していけるか、持続的な取組の可能性を検証すべく摩周湖と屈斜路湖をテーマとする二つの共同研究プロジェクトとして平成 19 年度までの 2 ケ年にわたり調査・検討を行いました。

平成 19 年度には、町内に研究施設が立地している「玉川大学」と町の中山間地における河川の水質の変化及び野生生物の生息状況を把握し、豊かな環境資源の保全と新たな土地開発を行う場合の環境保全方策を検討することを目的として共同調査を行っており、平成 21 年度には果実の栽培（ワイン用ブドウ）実験及び屈斜路湖の魚類生息調査も行いました。

また平成 21 年 11 月 11 日には「北海道大学農学研究院」と連携協定を締結しました。

これは、平成 17 年度より継続されている酸性霧調査等の基礎調査に加え、新たに北海道大学と北海道、弟子屈町とが共同で始めた低濃度オゾン障害による森林衰退についての研究が契機となったものであり、農業や環境分野等における持続的な連携を目指しています。

このほかに生涯学習等の分野で、「北海道教育大学釧路校」と平成 19 年 8 月 7 日に相互協力協定が締結されています。



北海道大学農学研究院長と徳永町長

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 4. 環境にやさしい観光交通体系

#### 1. 取り組みの背景

摩周湖をはじめとする町内景勝地や主要道路沿いにおいて、来訪車両等から受ける環境プレッシャーの低減が大きな課題となっており、貴重な自然資源としてどのように保全を図るのか、また一方で観光資源としてどう活用していくか、その共生方策が求められています。

#### 2. 取り組みの経緯

- 平成 17 年度 ▶摩周湖の環境保全戦略プロジェクトチームを結成し、大気汚染調査・交通量調査を開始しました。
- ▶12月13日の町議会定例会で「摩周湖環境対策調査特別委員会」が設置され、以後、事業の可能性を議会として調査研究していくことになりました。
- 平成 18 年度 ▶北海道運輸局の公共交通活性化総合プログラム（以下「活プロ」と言う。）に採択されるとともに、釧路公立大学地域経済研究センター（センター長：現学長 小磯修二氏）との共同研究もスタートし、地域資源の持続的な保全と活用の共生方策について検討を進めることとなりました。
- 平成 19 年度 ▶活プロに加え、北海道開発局の「摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通体系構築社会実験」も一体となり、「摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通推進協議会」が設立され、6月11日から17日まで「摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通実験（以下「交通実験」と言う。）」として、摩周湖へのマイカー規制をはじめ環境保全と地域の活性化が共存する可能性を探る取組を実施しました。
- ▶20年3月10日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」と言う。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を目的として「弟子屈町地域公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」と言う。）」が設立されました。
- 平成 20 年度 ▶連携計画策定を目指し、新たに「地域内公共交通の利便性向上及び車に頼らない観光交通体系」構築を目的として、8月25日から9月7日までの観光ピーク時における2週間にわたり、マイカー規制及び代替バスの運行をはじめ、BDF燃料の使用等の対応を図るとともに、観光交通のみならず、地域の公共交通活性化の視点も取り入れた交通実験に、法定協議会が実施主体となり取り組みました。
- ▶この実験を基に、法定協議会の意見・協議結果及び諸手続きを経て21年3月に連携計画を策定しました。
- 平成 21 年度 ▶連携計画の計画事業として、町内外の観光関係者の協力のもと7月18日～10月12日まで、87日間のロングランで「弟子屈2 days えこパスポート」事業（実施主体：法定協議会）を実施した結果、利用者数が予想を上回り、それに伴って高い評価を得ました。
- ▶この事業は、連携計画に基づき、平成23年度までの継続を予定しています。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 3. 連携計画の概要

#### 1. 経緯

平成21年3月13日作成

平成21年3月16日公表

#### 2. 弟子屈町地域公共交通総合連携計画の区域

弟子屈町

#### 3. 弟子屈町地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

環境にやさしく、生活交通と観光交通が一体となった地域交通体系の構築

#### 4. 弟子屈町地域公共交通総合連携計画の目標

【環境】環境にやさしい交通体系の確立

【生活】生活交通の充実による利便性の向上

【観光】滞在観光を支える2次交通の充実・強化

#### 5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・環境負荷の小さい摩周湖アクセスの確立  
(実施主体：弟子屈町・摩周湖観光協会・弟子屈町商工会・公共交通事業者)
- ・町内ノーマイカーデーや環境交通シンポジウムなどの啓発活動の実施  
(実施主体：弟子屈町・弟子屈町商工会)
- ・B D F など環境にやさしい燃料の使用  
(実施主体：公共交通事業者・弟子屈町)
- ・B D F 原料としての廃油回収の実施  
(実施主体：弟子屈町自治会連合会・弟子屈町商工会・弟子屈町)
- ・フリー乗降などバス利便性向上方策の展開  
(実施主体：公共交通事業者・弟子屈町)
- ・バス路線の再編・ダイヤの見直しによる利便性の向上・観光交通としての活用  
(実施主体：公共交通事業者・弟子屈町)
- ・公共交通機関による空港アクセスの充実  
(実施主体：交通事業者・弟子屈町)
- ・町内周遊フリーパスの作成など、町内周遊交通手段の確保  
(実施主体：公共交通事業者・弟子屈町・摩周湖観光協会・弟子屈町商工会)
- ・町内周遊フリーパスに体験メニューを組み込んだ着地型商品の開発  
(実施主体：公共交通事業者・弟子屈町・摩周湖観光協会・弟子屈町商工会)
- ・商工会と連携した公共交通利用特典クーポンの発行  
(実施主体：弟子屈町商工会・公共交通事業者・弟子屈町)
- ・ボランティアガイド体制の充実と組織化  
(実施主体：弟子屈町自治会連合会・弟子屈町女性団体協議会・弟子屈町)
- ・周辺観光地との連携強化  
(実施主体：摩周湖観光協会・弟子屈町商工会・弟子屈町・釧路湿原、阿寒、摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議)

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 5. 環境関連の宣言等

#### 1. 自然の番人宣言

釧路圏域は釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立公園をはじめとする貴重且つ雄大な自然環境を背景に生活と生産が営まれ、また、圏域のみならず、全国民の財産として位置付けられ、多くの方が訪れる地でもあります。

今の自然環境は、この地に住む人々が大切に守り育ててきたものであり、次世代に伝えなければならない責務が私たちにいることから、最大限の努力を行って参りました。

しかしながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじる廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が後を絶たず、明るい未来に影を落としています。

ここに、圏域に住む私たちは自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを目的に以下のとおり宣言するものです。

1. 私たち自然の番人は、この自然環境が圏域のそして、全国民の財産であることを深く認識し、自らを律し、不法投棄、ポイ捨ては行いません。
2. 私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。
3. 私たち自然の番人は、美しい自然環境を未来に引き継ぐための環境教育の充実に取り組みます。
4. 私たち自然の番人は、圏域に方々が自然の番人となるべく広くこの思想を普及します。

平成 18 年 4 月 1 日

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 2. 「森林と共生するまち宣言」と「森づくり条例」

#### 森林と共生するまち宣言

弟子屈町は、阿寒国立公園の約 56%をかかえ、巨大な屈斜路カルデラと摩周カルデラによる広大な屈斜路湖、神秘的な摩周湖、噴煙をあげる硫黄山など我が国を代表する優れた自然を有する地域です。

この大地の森林は、私たちにとってかけがえのない貴重な財産です。

国土の保全、水源のかん養や地球温暖化の防止、木材や食物の供給など、森林は、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれます。

また、森林は多様な動植物の命を育む空間でもあります。

私たちは、森林を見つめ直し、森林に学び親しみ、森林を守り育て、森林に感謝します。

私たちは、弟子屈町の美しく豊かな森林を未来に引き継ぐため、「森林と共生するまち」を宣言します。

平成 20 年 3 月 7 日

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 弟子屈町森づくり条例

平成21年3月10日  
弟子屈町条例第11号

#### (目的)

第1条 この条例は、森づくりに関し、基本理念を定め、町等の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境をはぐくむ森林を守り、貴重な財産として次世代に継承することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 町内に所在する森林の所有者(国及び道を除く。)をいう。
- (4) 木材産業等 木材産業その他の林産物の流通又は加工の事業をいう。
- (5) 事業者 木材産業その他の林産物等の流通又は加工の事業を行う者をいう。

#### (基本理念)

第3条 森づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち立地条件等の特性に応じて、推進されなければならない。

- 2 森づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。
- 3 森づくりは、町民、森林所有者、事業者及び町の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、森づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、森づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び道と緊密な連携を図らなければならない。

#### (森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能を確保することの重要性を認識するとともに、森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

- 2 森林所有者は、町が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (町民の役割)

第6条 町民は、基本理念に対する理解を深め、森づくりの活動に積極的に参加するとともに、町が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、町が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森づくりに関する基本的な計画）

第8条 町は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、森づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 町は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 町は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

（森林の整備の推進及び保全の確保）

第9条 町は、森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（林業の健全な発展）

第10条 町は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、林業生産組織の活動の促進、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする。

（木材産業等の健全な発展）

第11条 町は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓、木材産業等の体質強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（町民の理解の促進）

第12条 町は、森づくりに対する町民の理解を促進するため、情報の提供、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年の学習の機会の確保）

第13条 町は、青少年の森林を大切にすることを培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（町民等の自発的な活動の促進）

第14条 町は、町民又はその組織する団体が自発的に行う森づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

(町民の意見の把握等)

第15条 町は、森づくりに関する施策を推進するため、町民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

(町有林野の管理運営)

第16条 町は、町有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

## 6. 北海道遺産と摩周湖宣言

### 1. 北海道遺産の概要

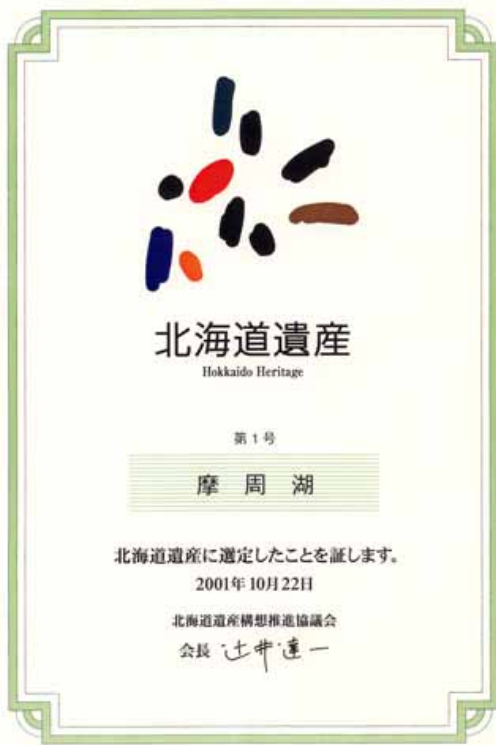
次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として選ばれたのが「北海道遺産」です。第1回選定分25件は、平成13年10月22日に決定・公表されました。

北海道の豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業等、各分野から道民参加によって選ばれました。

平成13年10月22日に第1回選定分25件が、また、平成16年10月22日に第2回選定分27件が北海道遺産構想推進協議会で決定・公表され、北海道遺産は総計52件となりました。



### 2. 北海道遺産第1号「摩周湖」



北海道遺産認定証

釧路管内からは、本町が世界に誇る摩周湖が第1号として選定されたほか、霧多布湿原（浜中町）と根釧大地の格子状防風林（中標津町）の3件が選ばれました。

#### 【選定理由】

阿寒国立公園の原始の自然に囲まれた「神秘的湖」は世界有数の透明度として美しい乳白色の霧の風景で知られる。摩周湖には流入河川も排水河川もないが水位は一定している。その景観は、北海道の湖沼と山岳の複合景観として最も代表的なもの。摩周湖および周辺環境の保全に向けた「摩周湖宣言」に集約される地域住民の取り組みは高く評価されている。



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

## 弟子屈町環境基本計画

### 3. 摩周湖世界遺産登録実行委員会

摩周湖を世界遺産に登録するために、それまで中心的に活動してきた商工会青年部を中心に、広く町民と協働により活動していく組織として平成13年5月28日に設立されました。

その後の積極的な活動が高く評価されて、北海道遺産の選定に結び付けました。

### 4. 摩周湖宣言

平成13年11月18日に開催された「摩周湖シンポジウム」で宣言されました。

このシンポジウムは「摩周湖世界遺産登録実行委員会」が主催となり、北海道遺産第1号認定の表彰式をかねて、摩周湖の現状と今後の課題をディスカッション形式で来場者に理解してもらおう事により、今後の活動をより明確な活動にすることを目的として開催されました。

- 一. 我々はかけがえのない摩周湖の美しさを恒久的に維持させて行くために摩周湖を中心とした周辺地域の環境保全に全力を挙げて取り組み、環境と調和したライフスタイルの実現を目指します。
- 一. 我々は摩周湖が北海道遺産に選定されたことを郷土の誇りとし、これを契機として、摩周湖を含めた郷土の宝を守り、後世に引き継いでいく精神を育んでいくためにも、摩周湖がユネスコ世界遺産に登録されるよう地元のみならず、全国の多くの摩周湖ファンとともにそのための活動を行っていきます。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

## 7. 環境関連事業写真集

### 1. 摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通実験

(平成 20、21 年度事業の記録より)



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

## 2. 弟子屈町植樹祭

～ 毎年 5 月実施 ～



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

## 3. 摩周湖クリーンウォーク

～毎年6月実施～



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

4.ふるさとを創る体験学習「クリーンタッチ」

～毎年9月実施～



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

# 弟子屈町環境基本計画

## 5. 弟子屈町名木ツアー

～ 毎年5月（桜）と10月（紅葉）に実施～

